

# 教育公報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則 ○ 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	教 職 員 課	1 頁
告 示 ○ 三重県指定有形文化財の指定	社会教育・文化財保護課	8 頁
○ 三重県指定有形文化財の名称及び員数変更	社会教育・文化財保護課	8 頁
○ 三重県指定有形文化財の員数変更	社会教育・文化財保護課	8 頁
○ 三重県指定史跡名勝天然記念物の所有者変更及び土地の所在異動	社会教育・文化財保護課	9 頁

### 規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和六年一月二十二日

三重県教育委員会教育長 福永和伸

### 三重県教育委員会規則第一号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十六年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

受付印	
所轄	
長官	
署	

を削る。

第一号様式及び第二号様式から第五号様式までの規定中

第六号様式を次のように改める。

第6号様式（第9条関係）（規格A4）

（表面）

履歴書

現住所	TEL ( ) —				
フリガナ 名前	旧姓( ) 年 月 日生			本籍地	都道府県
1 所有免許状					
授与年月日	免許状の種類	教科又は教育領域	番号	根拠規定	授与権者
・・					
・・					
・・					
・・					
・・					
・・					
2 学歴					
在学年間	学校名及び部科名	卒修中退	国公私立	何年制	在学年数
・・～・・					
・・～・・					
・・～・・					
・・～・・					
・・～・・					
・・～・・					
・・～・・					
3 賞罰、身上異動					
年月日	事項				
・・					
・・					
・・					

(裏面)

第7号様式(第9条関係)(規格A4)

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項に規定する次の者に該当しないことを宣誓いたします。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

名 前 \_\_\_\_\_

年 月 日 生

※日付、名前、生年月日は申請者が自署すること

第十五号様式中

受付印	
所轄 庁	

を削る。

」

第110号様式及び第110号様式の11を次のように改める。

第20号様式（第25条関係）（規格A4）

教育職員免許状授与証明書発行申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現 住 所	T E L ( ) -		
勤 務 校	本籍地	都道府県	
フ リ ガ ナ	旧姓		
名 前	生年月日	年 月 日	

下記の免許状の授与証明書を発行してください。

免許状種類					
教科又は教育領域					
授与番号					
授与年月日					
根拠規定					
必要枚数					

【以下教育委員会記入欄】

免許状の種別	旧免・新免・R4.7.1以後授与		免許状の状態	有効	→発行可
修了確認期限 ・有効期間 満了の日				休眠	
				失効	
発行年月日	年 月 日	発行番号	— —		
収納日	年 月 日	決裁欄		校合	発送日
収納額	円				

第20号様式の2 (第25条関係) (規格A4)

教委第 号  
教育職員免許状授与証明書

本籍地  
氏名  
生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
追加した領域 及び追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
備考		

年 月 日

三重県教育委員会

第11十四号様式中

受付印		
所轄庁	教職員課	

を削る。

」

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七号様式の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の教育職員免許状に関する規則により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

三重県教育委員会告示第2号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財に指定しましたので、同条例第5条第4項の規定により告示します。

令和6年1月23日

三重県教育委員会

種別	名 称	員数	所在地	所有者
建造物	丈六寺の五輪塔	1基	名張市赤目町丈六529番地	宗教法人 丈六寺

三重県教育委員会告示第3号

次のとおり三重県指定有形文化財の名称及び員数変更をしましたので、告示します。

令和6年1月23日

三重県教育委員会

種別	名 称	員数	所在地	所有者住所	指定日	所有者
古文書	旧名称 棟札	旧員数 32枚	津市芸濃町椋本6824 津市芸濃郷土資料館	津市芸濃町 雲林院2750	昭和38年 1月11日	宗教法人 美濃夜神社
	新名称 美濃夜神社棟札等	新員数 31件33枚				

三重県教育委員会告示第4号

次のとおり三重県指定有形文化財の員数変更をしましたので、告示します。

令和6年1月23日

三重県教育委員会

種別	名 称	員数	所在地	指定日	所有者
古文書	紙本墨書結城神社文書	旧員数 46通	津市藤方2341	昭和28年 5月7日	宗教法人 結城神社
		新員数 43通1巻1冊 附1点			

三重県教育委員会告示第5号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第38条及び第40条において準用する同条例第9条の規定により、次のとおり三重県指定史跡名勝天然記念物の所有者を変更し、土地の所在を異動しました。

令和6年1月23日

三重県教育委員会

種別	名称		所在地	所有者	管理団体
史跡	東の追分・西の追分	旧	[東の追分] 亀山市関町大字木崎字末藤1491の1及び1479、1491、1491の1、1492、1494の1、1495、1682に囲まれた道路 [西の追分] 亀山市関町大字新所字権現1443の1の内の11平方メートル及び1441の3、1443の1、字西町北1503に囲まれた道路	亀山市 個人	亀山市
		新	[東の追分] 亀山市関町大字木崎字末藤1491番3 亀山市関町大字木崎字末藤1479番、1491番2、1491番3、1491番4、1492番、1494番1、1494番4、1495番、1682番に囲まれた道路 [西の追分] 亀山市関町大字新所字権現1443番1の内の11平方メートル 亀山市関町大字新所字権現1441番3、1443番1、字西町北1503番に囲まれた道路	亀山市 三重県 個人	

発 行  
津市広明町13番地 三重県教育委員会